

日本国憲法における地方自治に関する次の文中の下線部分ア～エのうちには
妥当なものが二つある。それらはどれか。

「地方自治の本旨」には住民自治と団体自治の二つの要素がある。住民自治とは、地方公共団体の住民自身又はその代表者が自治を行うことであり、団体自治とは、地方公共団体を設けて国からの分権を図ることを言う。住民自治の原則を具体化するものとして、ア 地方公共団体の長、議会の議員を住民が直接選挙することなどが挙げられる。また、団体自治を具体化するものとしては、イ 条例制定権が挙げられる。憲法では、イ 条例は国の法律と対等なものと位置付けられており、地方公共団体が定めた条例が国の法律の趣旨に矛盾した場合でも、当該団体においてはその条例は有効である。

地方分権化の推進を図るために2000年に地方分権一括法が施行された。これにより従来の機関委任事務は廃止され、地方公共団体の事務はウ 自治事務と法定受託事務の二つとなり、国と地方公共団体との関係が大きく変わった。財政においては、2004年度から進められた三位一体改革により国から地方へ税源が移譲され、地方財政の歳入において地方税等の自主財源の占める割合はエ 8割程度にまで上昇した。

1. ア, イ
2. ア, ウ
3. ア, エ
4. イ, ウ
5. イ, エ